

平成 29 年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

竹村和朗

現代エジプトの沙漠開発の民族誌

—— ブハイラ県バドル郡地域の歴史・法・社会関係の研究 ——

課程博士 (学術) 博総合第 1542 号 (平成 29 年 4 月 27 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 長澤榮治 (主査), 同教授 杉田英明,
同教授 森山 工, 桜美林大学教授 鷹木恵子, 早稲田大学教授 大稔哲也

本論文は、現代エジプトにおける沙漠開発について、ナイル・デルタ西部の周縁に位置するブハイラ県バドル郡を事例に、同地の元開拓地社会に暮らす人々の経験や言動を考察することを通じて、彼らが生きる世界の再構成を試みた研究である。この研究は、長期に亘るフィールドワークにもとづくものであるが、調査を通じて浮かび上がったのは、(1) 沙漠開発事業の「歴史」の評価、(2) 沙漠開拓地の所有に関わる「法」と人々の対応、(3) 地域社会で生きる人々が形成する「社会関係」の三つの主題であった。これらに関して、本論文は、以下の三部全 6 章を通じて考察を加えた。

第Ⅰ部「開拓事業の評価と歴史認識」では、まず第 1 章「政治の声：バドル郡の「歴史書」から」において、行政組織が刊行した冊子を事例に取り上げる。筆者は同書と出会った経緯から論じて、1960 年代以来の沙漠開発政策の変遷を踏まえながら、開発の発展段階を議論し、開発の主体である行政側による「歴史物語」という同資料の位置付けを示す。続く第 2 章「個人の声：住民 G の語りから」では、元沙漠開拓地域に生きる人々の「記憶」の一例として、アパートの大家の G 氏のライフ・ヒストリーと市内のモスクの建設に関わる昔話の語りを事例に分析を行う。この語りを通じて、第 1 章の公的資料では明らかとされることのない社会の諸相、とくに開発の過程を利用した一部有力者層の形成や政治的イスラームをめぐる確執などといった地域社会の編成の風景を描きだすことに成功している。

第Ⅱ部「国家的法制度の展開と対応」では、沙漠開発において国家的所有から私的土地所有権が生成する過程をめぐり、国家法の展開とこれに対する人々の土地取得の問題が論じられている。第 3 章「沙漠地の法：民法第 874 条を中心に」では、まず近代以前のイスラーム法による「死地蘇生」規定から論じ始め、同規定が近代民法の中に「選択的」に組み入れられる形で沙漠地の所有権が定義されていく過程を論ずる。続けて、革命後の政策変更や行政組織の発展、そして沙漠開拓の展開に対応して法制度が発展・整備された結果、沙漠地の「国有地」化が完成する過程が描かれる。次の第 4 章「売買契約書：国有地を私有する仕組み」では、こうした「国有地」である沙漠開拓地を私有する仕組みが売買契約書を事例に分析される。具体的には、当初の「許可のない占有」から、人々の要求に対応する形で 1970 年代に新たに考案された「タムリーク」という手続きを通じて私有が明確化される様子が叙述される。それは国家法の社会へ浸透の一つの重要な事例であった。

第Ⅲ部「人々が実際に依拠する社会関係」では、沙漠開拓を通じて形成された社会の中で社会関係がどのように構築されるのかという問題について、親族関係や同郷のつながりを超えた関係が経

済活動と婚姻を通じて形成される事例を分析する。第 5 章「苗農場で働く：沙漠開拓地における農業の一実践」では、沙漠開拓地における農業の特徴が論じられた後、同じ開拓地移住の二世世代が経営する苗農場をめぐって異なった事例が分析される。その場合の経営方針の相違は、たんに移住者の個人的背景や社会環境の違いではなく、大きな経済変動の流れの中での生存戦略に由来するという。第 6 章「喜びを分かちあう：結婚の祝宴と社会的紐帯」では、結婚式の祝宴への参加による参与観察から、沙漠開拓地の社会で新たに形成される社会関係が考察される。「出自」と「婚姻」は従来の社会でも社会関係を形成する重要な要素だが、これらをめぐってはそれぞれの理念が人々の社会関係の実践を規定しているというよりは、状況に合わせた関係性のために理念が選び取られているのではないかというのが筆者の結論である。

本論文は、以上で述べてきたように、現代エジプトの沙漠開拓の歴史を公的語りと個人の語りの中で再構成し、開拓地社会の基盤となる土地所有の問題を国家法の問題から掘り起こして、法をめぐる国家と社会の関係を論じ、また伝統農村社会と対比する形で開拓地農業をめぐる経済関係や親族・地縁関係を越えた社会関係の形成について論じてきた。沙漠開発という事例を通じて、開発と社会、国家と社会の関係を論ずるだけでなく、「民族誌を書く」という問題意識にもとづき、従来の社会人類学的な言説にも問題提起を行った点も注記される。

審査委員会では、たんに民族誌的な叙述にとどまらず、歴史学や法学など学際的なアプローチが取られている点を評価したい、本専攻が目指す「地域文化研究」としての作品に見事に仕上げているなどの評価の声があった。とくに沙漠の土地法をめぐって、本格的な法研究に取り組み、フィールドワークの成果と文字資料の分析を同時に組み合わせて行った点についても高い評価があった。また研究対象としては、従来の研究ではあまり試みられてこなかった「ベドウィンのいない沙漠地域研究」という点で新たな研究発展を示すことができたという指摘もあった。

その一方で、いくつかの問題点も指摘された。標題にある「民族誌」を書く行為をめぐっては、対象となる「民族」の問題など方法論的な再検討が必要である、「声」ではなく「視点」の重要性を指摘するというならば方法論的な退行となりはしないか、人々の声の聞き取り方として複数の声から歴史を再構成する手法にさらに工夫ができないか、統計資料の有効活用や社会関係の情報を地図化する手法、対象とする地域とアメリカとの関係など政治史的な背景の叙述の必要性、移住元社会との関係についての分析、モスクの由来やキリスト教徒社会など隠された歴史情報への関心の必要性など、人類学の方法論的問題から地域研究における具体的な論点にいたるまで、さまざまな指摘が審査委員からなされた。また、論文の構成をめぐっては、三部構成のうち第Ⅲ部が前の二つの部の章の組み合わせと対応しておらず、とくに第 6 章の内容に物足りない部分がある、という意見も出された。

以上に指摘された問題点に対し、論文提出者はいずれも誠実にまたおおむね十分な内容をもって回答した。審査委員との議論は、本論文の内容のいっそうの理解を進め、また今後の研究の進展に示唆を与える内容となった。

本論文は、上記のようにいくつかの修正あるいは改善すべき点を抱えているが、沙漠開発を事例にエジプトの開発・国家・社会をめぐる問題領域に取り組んだ学際的な地域文化研究として優れた内容を持ち、その学術的貢献度は高い。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

大橋義武

中国旧小説カノン形成における文学史観のはたらき
—— 民国時期における旧白話小説評価の実態 ——

課程博士 (学術) 博総合第 1551 号 (平成 29 年 7 月 27 日授与)
審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎 (主査), 同教授 伊藤徳也,
同教授 齋藤希史, 東京大学名誉教授 代田智明, 一橋大学教授 鈴木将久

周知の通り中国近代文学は、五四新文化運動をきっかけに、口語文が主流となる過程で形成されたものである。そのプロセスにおいて、前近代に書かれた著名な「白話小説」(『三国志演義』、『水滸伝』、『西遊記』、『紅樓夢』など)が、口語体に近く、近代文学の先駆的存在とされ、カノン(経典)と見なされていった。

本論文「中国旧小説カノン形成における文学史観のはたらき —— 民国時期における旧白話小説評価の実態」は、そのカノン形成の過程を、当時の教科書や文学史研究を材料に、詳細に解き明かす。それとともに、中国の近代知識人が近代文学を目ざす上で、どのような文学観を基礎にして前近代白話小説を評価していたのか、実際にはあまり高い評価がなされなかったのはなぜか、具体的に「白話小説」のテキストと彼らの評論に分け入りながら緻密に検討する。筆者によれば、そこには、白話小説に対する「継承」と「断絶」の意識が窺われ、その伝奇的虚構性に対する、「排除」と「包摂」の論理が隠されているという。このように、中国近代知識人にとって小説とは何か、という議論にも通ずる奥行きをもった根本的な問題提起を本論文は行っている。

論文は、序章・終章に挟まれて、7つの章に分けられているが、叙述の流れに沿って、その内容を概括しておこう。

「文学革命」の発端において旧白話小説は、民間に広まった「活きた文学」として評価されるが、内容については、思想的悪影響があることなどが指摘され、文学革命を促進した雑誌『新青年』誌上でも、評価をめぐる論争が起きた。結局、旧白話小説に対しては、口語文体の使用という点に絞って価値が認められることとなった(第1章)。しかし、別の面から見ると、旧白話小説は学校における国語教育とも関わり、教材として教科書に取り入れられた。本論文は当時の国語教科書などを丹念に調査し、選択採用された作品と文章を細かく吟味している(第2章)。

五四新文化運動を経て、文学概論や文芸辞典などが出版され、当時の知識人たちは一定の小説の概念を創りあげていく。このなかで新文学は、「人の文学」つまり「人生を描写する写實的ノヴェル」を強調したため、旧白話小説は、思想的伝統からは「排除」される傾向にあった(第3章)。また清末の梁啓超による「小説論」や、『紅樓夢評論』を著して独自の批評を加えた王国維なども、本論文では取り上げられている。ただ、清末の小説論は、白話小説の「発見」を導いたとはいえ、白話小説を包括的に評価したものとは言えなかった、と筆者は指摘する(第4章)。

教科書とともに、カノンに「包摂」されていく過程で見逃すことができないのは、文学史の形成とそこにおける旧白話小説の扱いである。「文学史」が登場し、白話小説はそこに吸収されることとなった。同時に、高等教育制度の整備とともに、文学史のカリキュラムが定着し、全体として、白話小説を含む前近代の文学が、系統的に議論されていく土壌が生まれた(第5章)。

そのなかで、魯迅と胡適の果たした役割は、後世に影響を与えたという意味でも際だっている。魯迅は、文学史の歴史性と小説の文学性を重んじて、一次資料収集から着手し、小説史研究に尽力した。進化論に影響されつつ「通史」の形成に寄与し、描写や想像力に力点を置いた。彼は、口語・文語にとらわれず、文学性の観点から、文語の唐代伝奇小説を高く評価し、科挙に惑わされる知識人を描いた『儒林外史』、男女関係をテーマとしつつ、当時の社会を描写した『金瓶梅』にも、遠慮なく肯定的評価を与えているという。その意味で魯迅の『中国小説史略』などの業績は、いまま規範的研究として参照されている（第6章）。他方、胡適は自ら信奉する進化論に基づき、『白話文学史』や『国語文学史』を著した。彼は言語としての口語文を軸に、近代と前近代との、小説の「断絶」よりも「継承」を強調した。その背景には、一般的な現代口語（国民的共通語）の形成を目ざしていたことが挙げられるという。文学は「最大多数の国民に普及しうることを一大本領とすべきだ」からである（第7章）。

終章において筆者は、白話小説がカノンとして、国語教科書や文学史に取り入れられ、近代文化に「包摂」されるとともに、思想的内容的な荒唐無稽さやエロティシズムなどが槍玉に挙げられ、「排除」の論理も強かったと概括する。これについては、各章でもそれぞれ触れられているように、中国近代文学が写実的リアリズムを重視し、西洋文学で言う「ノヴェル」をモデルとしたため、想像力を逞しくさせ、物語性を重視する「ロマンス」的な要素が排除されてしまったことに一因があると結論づけている。

以上、本論文の概容を述べてきた。本論文は、中国白話文学が、近代文学形成の途上にあつてどのような働きをし、近代文学との関係においてどう位置づけられてきたのかについて、極めて精緻な実証的検討を加えたものである。個別の論においても、旧白話小説の教育研究への取り込みなどについて、日中を含めて、これだけ詳細な研究は未だなかったと言えよう。また中国近代文学が現在まで抱えてきた、写実へのある種の「偏向」を浮かびあがらせ、それとは異なる視角を有した魯迅の小説史の意味を明らかにした点も高く評価できる。

そうした評価を承認した上で、本論文には、なおいくつか改善すべき問題点が残ることも指摘せざるをえない。第一に、カノン形成の「包摂」過程に含まれる教科書や文学史著作の記述と、白話小説「排除」の評価を通じて近代文学の「偏差」を論じた記述がうまく融合せず、論点が明確に接合していない。第二に、近代文学の「偏差」を論じた部分に、「ノヴェル」「ロマンス」とともに「実(写実)」と「奇(伝奇)」という概念が使われているが、これらの概念は、やや曖昧ではっきりしない。また文言小説や近代白話小説があるため、タイトルに「旧小説」と「旧白話小説」が併出することになった点は、やや違和感が残る。第三に、日本近代文学の形成において、実と奇の課題は、中国と比較してどうであったか、少しく言及があつて然るべきである。第四に、魯迅のみが特殊な文学史観から白話小説を論じていたことになるが、これを胡適の事例と対比的に論じることで、その文学史観の個性を浮き彫りにすることが、方法としてはより適切ではなかったか。これらは今後の研究のなかで深めるべき課題でもあろう

そうした問題点が残るにしても、旧白話小説の近代における運命を探求し、そのなかから近代中国文学の一つの「弱点」とも言うべき特質を、緻密な論証をもって整合的に解明した貢献は、十分に博士論文に値するものであり、審査委員会として、博士(学術)の学位の授与を提案するものである。

鈴木啓之

蜂起〈インティファダ〉と占領下のパレスチナ (1967～1993 年)

課程博士 (学術) 博総合第 1553 号 (平成 29 年 7 月 27 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 長澤榮治 (主査), 同教授 杉田英明, 同教授 遠藤 貢,
同准教授 鶴見太郎, 防衛大学校名誉教授 立山良司, 日本女子大学教授 臼杵 陽

本論文は、占領地パレスチナにおける民衆蜂起、インティファダの発生に至る経緯と背景、およびその展開に関する実証分析の成果である。論文提出者は、占領地でのフィールドワークによる聞き取り調査や徹底的な資料の収集を実施した。その結果、膨大な公開文書資料群などの現地一次資料の読み込み、運動組織のリーフレットに関する新資料の発見、さらには政治家や市民活動家などからの聞き取り調査の成果を加えることにより、インティファダの考察に新たな解釈を示した。それによれば、インティファダとは、占領地の民衆の蓄積した不満の偶発的な爆発ではなく、スムード (忍耐) という形の長期に亘る抵抗を通じた運動組織の発展や運動目標の明確化という、歴史的条件に支えられたものであったという。また、この運動が長期間継続し、国際政治のレベルにおいても大きな影響力を持つに至ったのは、PLO の外交戦略と有機的な結びつきを持っていたからであるという新たな知見を示した。本論文は、インティファダの発生に至る経緯と背景を扱った前半部の第一部と、PLO の外交戦略と結びついたその展開を分析する後半部の第二部の二つの部分から構成される。以下に本論文の概要を示す。

第一部「占領下の人々」では、インティファダ発生の歴史的背景を考察するために、1967 年の第三次中東戦争後のイスラエルの占領政策や占領地社会の変容と結びついて展開した住民の政治運動を分析した。

第一章「占領と人々——イスラエルとヨルダンのほざまで」では、1970 年代前半までの時期について、非武装の抗議活動が占領直後の時期からすでに発生していたが、名望家出身の市長を中心とする占領当局への融和的態度が支配的であったこと、しかし、福祉団体や大学の設立などを通じて後の運動の主体が形成されつつあったことが示される。

第二章「自治」に反対、独立国家に賛成——自治構想への抵抗」では、1970 年代の後半以降の時期を扱い、従来の名望家中心の指導層に代わり、PLO を公然と支持する新しい若手指導者が登場し、1978 年のキャンプ・デーヴィッド合意により新しく生まれた政治状況の中で、「PLO への支持」と「西岸・ガザ地区における独立国家建設の要求」の双方を求める独自の行動原則が確立されていく過程を明らかにした。

第三章「鉄拳政策との対峙——指導者を見せない」抗議活動」では、インティファダ分析における先行研究を批判しながら、1980 年代以降に開始されるイスラエルの新しい抑圧的な占領政策により、指導層が域外追放される中、新しい組織的な運動戦略が生みだされたことで、インティファダの社会的政治的条件が整っていった点が考察された。

次の第二部「PLO と西岸・ガザ地区」では、1987 年に開始されたインティファダがそれまでの民衆蜂起とは異なり長期間継続し、結果として中東和平の展開に大きな影響を与えた理由を、PLO の外交戦略との関係性を問うことで解明しようとする。

第四章「PLO と西岸・ガザ地区——政治外交の発展と「独立国家」の模索」では、PLO によるヨルダンとの関係改善の外交戦略の軌跡を辿り、その過程で西岸・ガザ地区に対する政治的働きかけが行われ、その後のインティファダにおける両者の関係が築かれる背景を分析した。このヨルダンとの関係改善は、アメリカの和平プランへの期待と結びついていたのだが、むしろその決裂が結果として PLO のインティファダを利用した外交戦略を推進させる条件になったと指摘した。

第五章「インティファダ——蜂起の政治空間と PLO」では、インティファダが PLO の指導部の外交戦略に利用されていく過程を考察する一方で、西岸・ガザ地区においてファタハを中心にした「統一民族指導部」と新しく組織されたイスラーム主義の「ハマース」という二つの組織が相互の調整と維持に協力していた姿が、運動のリーフレットなど一次資料を用いて詳細に分析されている。

第六章「和平交渉と西岸・ガザ地区——インティファダの終焉」では、インティファダが進行する中、パレスチナ独立国家宣言、それを無効にした湾岸危機・戦争を経て、中東和平交渉が展開する過程を分析し、最終的に「オスロ合意」が結ばれることで蜂起が終焉に向かう経緯を描いた。結論として、PLO 指導部は、和平交渉において自らの「パレスチナ人の唯一にして正当な代表」というステイタスをアメリカ・イスラエルから認められることを重視し、占領下の人々が求めた独立国家建設の将来に対しては大きな禍根を残すことになった。「オスロ合意」体制は、現在、ほぼ崩壊状態にあるといわれるが、その歴史的背景を考察した本研究は、中東和平問題の今後を考える場合にも重要な知見を提供していると考えられる。

審査委員会では、「リーフレット類や新聞などの豊富な資料を用いて、生き生きと詳細に事実を分析した」、「1970 年代、80 年代のパレスチナ問題の展開について、これほど原資料を用いて考察した研究はこれまでない」、「第一部でスムードとインティファダの連続性、第二部で PLO の政治外交の動きを辿り、二つの流れが連動した結果が長期に亘るインティファダの原因となったとする分析には説得力がある」、「抽象度の高い用語を使うのを避け、読みやすい内容となっている」、「論点が整理され、全体の流れも捉えやすくなっている」、「楽しく読める内容であり、とくに第一部は社会学的な分析の点からも評価できる」などという高い評価の意見が出された。

その一方で、いくつかの問題点も指摘された。たとえば「インティファダそのものの分析としては平板な結論に留まっている感がある。たとえば PLO の政治指導面を強調するあまり、住民への経済支援といった側面が分析されていない。むしろ蜂起はオスロ合意以前の湾岸戦争の時期に事実上終わっていたと見るべきではないか」、あるいは「インティファダそのものの動態については淡々とした叙述がなされるだけで、その変容が語られていない」といった事実認識との相違についての批判的なコメントがあった。また「既発表の論文からなる各章の完成度は高いが、全体のまとまりという点でいうならば、第一部と第二部の関係をさらに明確に書くことができるはずである」、「社会運動としての持続性を分析する議論が結論部では民族集団の一体性を強調する主張に変化するなど議論の論理的な展開に乱れがある」などの論文構成面での検討を求める意見もあった。その他「名望家政治」や「市民」概念など専門用語の定義や、本文と注との内容の重複、奇異な文章表現や断定的な表現についても注意する指摘がなされた。また、委任統治期の蜂起との比較や第二次インティファダへの言及がほとんどなされておらず、通史的な把握といった点で叙述に不十分なところがあるという意見や、シオニストの歴史的経験との関連など、イスラエルとの関係の考察を

さらに進め、ヘブライ語資料を使用するならば、さらに分析の内容は深まったであろう、との意見もあった。

以上に指摘された問題点に対し、論文提出者はいずれも誠実に、またおおむね十分な内容をもって回答した。審査委員との議論は、本論文の内容とその学術的価値のいっそうの理解を進め、また論文提出者の今後の研究の進展に多くの示唆を与えるものであった。

本論文は、上記のようにいくつかの修正あるいは改善すべき点を抱えているが、インテリゲンチヤの考察というパレスチナ問題研究の中心的な研究課題に取り組んだ、きわめて実証度の高い、なおかつ優れた内容の研究であり、その学術的貢献度は高い。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

李東勳

在朝日本人社会の形成に関する歴史学的研究
—— 居留民団体・植民地空間の変容に着目して ——

課程博士（学術）博総合第 1562 号（平成 29 年 9 月 28 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 外村 大（主査）、同教授 月脚達彦、
同准教授 山口輝臣、同准教授 三ツ井崇、下関市立大学教授 木村健二

本論文は、朝鮮に在留し生活した日本人（在朝日本人）の動向について、歴史的事実を明らかにし考察したものである。対象時期は、朝鮮釜山が開港し、在朝日本人社会が形成されて以降、在朝日本人のなかで定住・定着意識が強まる 1920 年代半ばまでとなっている。論文の構成は、序章と第 1-7 章、終章、参考資料及び文献一覧となっており、字数は約 32 万字、このほかに 64 の統計表、17 の図を含む。

その内容を簡略に述べると次のようである。序章では、これまでの在朝日本人を対象とする研究の動向について、近年、研究対象の細分化とともに、歴史学に関わるアプローチはもとより、文化人類学や社会学、ジェンダー論の方法によるものも増え、研究が多様化していることが指摘される。しかし依然として、分野としては政治・経済活動、時期としては合法的領域がある程度存在していた文化政治期に研究が偏重している状況があり、これに対して、本論文では、在朝日本人社会について、民衆の共同性、独自の社会形成の様態をさぐり、植民地統治権力や朝鮮人との関係のなかで生じている意識体系をも解明していくこと、時期としては在朝日本人の形成期から定着期、つまり 1880 年代以降 1920 年代半ばまでを集中的に分析対象とすることが述べられる。

第 1-7 章の本論のうち、第 4 章までは「第 1 部 在朝日本人社会の形成と社会様態」というまとまりを与えられている。第 1 章は、統計資料から、在朝日本人社会の様相を明らかにしたものである。そこでは、人口総数の推移、主要地域の人口、性、本籍地、職業別の人口のほか、労働賃金や郵便貯金額、電話加入率などにおける朝鮮人との差を提示して、民族別のヒエラルキーの実態を示している。第 2 章では、在朝日本人が地域ごとに組織した居留民団体に焦点が当てられ、そこでの有力者層がどのような人物であったか、自治をめぐる議論の内容と、植民地統治権力の方針、そ

のもとでの組織と制度の変化等について詳しく論じられている。居留民団体が日本国内の地方自治制に近づく方向で整備されていったこと、日清戦後頃より憲法適用や法人化の要請があり、日露戦争時の居留民団法制定、施行、その後の民長官選を経て、韓国併合後の居留民団の解散、府制実現へと至る経緯、官公吏主導の社会への変貌の様子が記されるとともに、在朝日本人における自治意識が、朝鮮人社会との分離、特権維持を求めるものになっていったことが指摘されている。第3章は、在朝日本人の間で重要事業として認識されていた、日本人児童に対する教育事業を取り上げ、実行団体についての制度を解明し、これについての言説を分析している。制度整備の過程、学校組合による学校設置の事実を記すとともに、朝鮮人との関係性から国庫補助等において日本本国並みとはいかず、そこから在朝日本人の「犠牲」意識＝「植民者意識」が構築されたとする分析を導き出している。第4章では、在朝日本人がその居住地について記した地誌を取り上げている。刊行目的や執筆者・記述内容の検討から、在野性、反官意識や、「朝鮮開拓の先駆者」としての「苦難」「奮闘」という集団的記憶が共有され、そこから「郷土」が創造されたことが指摘される。

第5-7章は「第2部 在朝日本人社会と植民地空間」となっている。第5章は、京城府（＝ソウル）で1915年に開催された朝鮮物産共進会を取り上げる。共進会の計画に対して当初、在朝日本人の反応は冷たかったが、のちに景気改善の期待から協賛活動への取り組みがなされたこと、植民地支配5年間の「進歩改善」という宣伝に共感していたこと、宣伝への共感植民地支配の正当性を確認したいという欲望によるものであったことなどが指摘されている。第6章は、植民都市として発展していった仁川について、特に築港工事に着目して日本人がどのような動きを見せたかを述べている。国家的事業であるとして築港工事の請願が行われたこと、「天皇への恩恵」を意識しつつ起工が祝贺されたこと、築港工事によって朝鮮人労働者流入に伴う支配一被支配の社会構造を持つ都市となったことなどが明らかにされている。第7章は、朝鮮各地に作られた神社と地域社会との関係を論じている。韓国併合を経て朝鮮の居留民神社は国家的機能が期待され、天照大神奉斎神社に転換し、それによって居留民社会の統合が進められていったことが述べられるとともに、地域の朝鮮人の包摂の動きやそうしたなかでの民族的な軋轢についても触れられている。

結論では、以上のような本論の内容のまとめが示されている。そのうえで、これ以降の時期については、本論で取り上げた時期に形成された植民者意識の心性が、朝鮮人の独立運動への強硬な反対や、実利を追求しつつなされた朝鮮人有力者層への接近につながるという推察も示され、同時に、史料的な限界から考察が不十分であった部分をさらに補強していくこと、ほかの植民地との比較検討をすべきことなどが今後の課題として述べられている。

以上のような内容の本論文に対して、審査委員からは次のような評価が与えられた。

まず本論文は、豊富な史料に基づくものとなっている。利用した史料は、日本の外務省記録や韓国の国家記録院に残る、日本国外務省、在韓日本国公使館、韓国統監府、朝鮮総督府等の関連文書、朝鮮で刊行された日本語の新聞・雑誌、居留地別の「発展史」＝地誌、関係者の回顧録等であり、在朝日本人の歴史を明らかにするうえで、必要にして十分な史料を調査、参照したとすることができる。それらの史料の丹念な読み込みによって明らかにされた在朝日本人のおかれた状況、法的制度、彼ら自身の意識の実態と、その変容についての説明、分析も妥当なものである。その意味で、本論文は、堅実な歴史研究の手法に則って、明らかにすべきことを示した研究となっている。

そして、本論文では、在朝日本人について、これまでにあまり注目されてこなかった側面から論

じられ、新しい史料に基づく基礎的な事実の提示等がなされている。とりわけ、植民者の心性に注目した議論の展開は、新たな研究を切り開いたものとして重要である。この点に関しては、従来、十分な考察がなされてこなかった。これに対して本論文では、居留民の自治制度や教育、共進会開催、都市整備に関係する具体的な問題における在朝日本人の活動が、そこに現れた言説を通じて、あるいは地誌における記述をもとに考察され、多角的に明らかにされている。そこでは、彼らが朝鮮における日本人先駆者でありながら権利面で犠牲を強いられており、それらが相まって反官意識（植民地統治権力への対抗、反感）が生じていることや、居住地での実利追求への高い関心、朝鮮人と区別して特権を保持しようとする意識、日本人のみの空間としての郷土意識が形成されたこと等が指摘されている。これは、ともすれば日本の朝鮮侵略の先導者であり、植民地支配を草の根で担った存在としての側面のみが強調されてきた、在朝日本人の単純なイメージを修正するものとなった。同時に、近年の近代日本の移民史研究において、在外日本人をめぐる政治的権利の要求と既得権とのあいだのジレンマに関する議論が注目されているなかで、移動先の社会における状況を提示した本論文は重要な意義を持ち、研究の深化を促すと考えられる。

また第1章では、今回発見した史料から、いくつかの点で在朝日本人にかかわる統計の修正、再計算も行っている。根本的な認識の変更が迫られるというわけではないが、在朝日本人社会の実態を把握するうえでの学問的貢献として評価できる。さらに、細かな史料から丹念に事実を拾い出し、基礎的なデータをまとめた部分も貴重である。具体的には、居留民団の議員に関する、渡航年・学歴・職業等の整理、在朝日本人が作成した地誌に関する刊行主体・刊行年・作成経緯、居住地の神社について、創建年、祭神、氏子組織等を整理した一覧表などが作成されており、これらは今後、多くの研究者が参照することになるだろう。

このような、本論文の学問的方法の着実さ、この分野における研究において持つ意義についての評価があった一方で、問題点や疑問もいくつか提示された。

まず、本論文において史料から導き出される分析・指摘は妥当であるが、これは、これまで在朝日本人社会について考えられてきたこと、推測されてきたことの範囲内の、いわば穏当な結論が並んでいる。多大な史料をもとにした論考である反面、提示される歴史像、結論は物足りなさを感じさせるものとなっているのである。また、各章のそれぞれが扱っている事象は興味深いとしても、それらの相互の関連をもとに、在朝日本人社会がどのようなものであるかを明確にする内容になっているとは言い難いとの評価も与えられた。このほか、在朝日本人の植民地意識を論じた部分についても、それぞれの時期の状況の違いや、そのなかで、ある種の記憶が呼び起こされて論じられる背景等にも踏み込んだ分析が必要であることが指摘され、都市における居留者の意識、都市建設との関わりを論じるとすれば、ほかの植民地の事例とともに、例えば、植民地という共通性を持たないが急速な人口流入のもので都市形成がなされた点で類似する横浜等の比較の視野もあり得たのではないかと、といった意見も出された。

しかし、今日、在朝日本人社会に関わる様々な研究が蓄積されてきたなかでは、先行研究を完全に覆すような論証を提示できないことは当然である。そしてこのことは、筆者がさまざまな先行研究を無視せずに参照したうえで本論文を作成し、無理に飛躍した議論を展開していないということでもある。また、議論が拡散した印象を与えていることは否定できないとしても、本論文が在朝日本人社会の重要な側面を多角的に明らかにしたことは間違いない。本論文によって、筆者が広い視

野から、多くの史料を調査・発掘し、丹念に読み込むとともに着実な議論を展開する能力を備えていることは十分証明されたと言えるのであり、そこにおける若干の瑕疵も重大な欠点とは言えない。また、そこで示された基礎的なデータ、史実の整理、分析は、日朝関係史、朝鮮近代史、移民社会史等の分野において、今後、広く参照されることも確実である。

以上のことから、本審査委員会は、本学位請求論文に対して博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

呉修喆

漢字文化における文字遊戯の近代的形成

—— 燈謎を例にして ——

課程博士（学術）博総合第 1566 号（平成 29 年 10 月 26 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 石井 剛（主査）、同教授 村田雄二郎、
同准教授 田口一郎、同教授 大木 康、東京大学名誉教授 代田智明、法政大学教授 王 敏

「漢字文化における文字遊戯の近代的形成 —— 燈謎を例にして」と題された本論文は、「燈謎」に関する通時的変遷と社会的影響力を扱った、おそらく世界最初の包括的論考である。燈謎とは、もともと中国民間祭祀の際、灯笼に謎かけの文が書かれ、参加者が解答するものであった。当初はシンプルな謎かけが多く、漢字 1 文字を問うものなどもあったが、のちには四書五経や史書を典拠とする該博な知識を必要とする、複雑なものも生まれていく。それは一見すると文学的価値に乏しい単なる文字遊び、ことば遊びであるように見え、事実これまではそのように扱われてきた。しかし本論文は、文人にとって文学的創作活動の余興であり、民衆にとっては元宵節などの年間行事を彩る遊戯として受容されてきた燈謎が、実は中国語が漢字という独特な文字によって構成されるエクリチュールを有しているからこそ可能だった特殊な文学形態であることを示し、これを一つのジャンルに高めようとする。この着眼点はきわめて独創的であると言うべきである。さらに本論文は、このユニークな対象に通時的アプローチを試みて、明代から清代を経て近代に至って、ジャンルと呼ぶにふさわしい形態を得るまでの歴史を叙述すると共に、近代以降に関しては、いわば燈謎のエコロジーとも呼ぶべき社会史的論述を行った。すなわち、燈謎作家・愛好家集団としての「謎社」の組織化、コミュニティ化の様相、ひいてはそこに集う「謎人」たちのローカル・アイデンティティの形成といった興味深い事象をいきいきと明らかにしたのである。このように、本論文は優れた独創性と豊かな内容を有している。以下では、本論文の構成と概要を紹介する。

まず、序章で課題を述べた後、第 I 部「燈謎の近代的文体の形成」と称して、その変遷を探求した。議論の背景には、先行論文である銭南揚「謎史」が提示した、燈謎の「古体」「今体」の歴史区分がある。筆者はこれを歴史的先後関係ではなく、内容として古体を民間的遊戯、今体を士大夫的正統文化に近いものとして扱う方向性を打ち出した。

第一章「明末の日用書類から見る燈謎」では、明末清初に中間階層が参考とした簡便な百科事典的と言える類書にも「燈謎」の項目があり、その実例が掲載されているのが紹介され、分析されて

いる。類書中の燈謎の継承関係も丹念に調査され、民間的要素と知識人的要素の混在が認められた。なかには著名知識人の作とされるものもあり、清代以降の經典的な傾向を予示するような事例を確認することができた。今体が古体から変化した過程には、儒教的素養を啓蒙しようとする目的が作用しているが、日用類書の編纂は、このような目的を間接的に支援する役割を担っていたと言える。特にその中に見られる短句による謎の提示は、清代以降の燈謎の傾向を先駆的に表わしていることが明らかにされた。

第二章「章回小説との共生をめぐる」は、謎かけ問答のような民間の演芸から、白話小説に取り入れられ、登場人物たちの会話のなかに表現された燈謎の過程が論じられる。扱われる白話の章回小説は、『醒世因縁伝』から『紅樓夢』『鏡花縁』など清代の作品として著名なものである。筆者は、ここに出てくる燈謎は、単に遊戯の挿話として描かれているだけでなく、登場人物の性格や理知を反映していると主張する。燈謎の創作技巧によって、人物が表現されているわけで、燈謎がある種の文芸の対象として把握されつつあることが理解される。特に『鏡花縁』では、謎を解く側としての読者ではなく、謎を創作する側の作者に焦点があてられたのであった。

第三章「燈謎」をめぐる文人意識の変化——謎話から得られる考察」は、文芸の対象となりつつあった燈謎が、詩や詞と同様に、参考書・評価書としての「謎話」を生み出したこと、そして、そこにも清代以来の濃厚な「文人意識」と社会的時事的な関心が窺われることを指摘した。小説が民国になって文芸の中核になったのと同様に、燈謎も「小道と雖も必ず観る可き者あり」（『論語』）、すなわち「取るに足らない芸芸であってもそこには必ず価値があるはずだ」という価値評価を、一部の知識人たち（多くは下層文人集団である）が共有するようになった。こうして作者としての「謎人」が成立し、彼らが集う場として「謎社」が組織された。ここでは「雅」「俗」あるいは「書家」「江湖（民間）」の区別が意識され、同時に通常から逸脱した思考力が必要とされる。また民国時代は、ジャーナリズムの発展によって、新聞雑誌に燈謎が掲載され、活況を呈した。しかし一方で、「謎話」と混同され博打の材料とされて批判されたり、新しく誕生した民俗学によって、旧式の士大夫文化のひとつとして排除の対象になることもあった。

以上のように、総じて言えば、第Ⅰ部は、20世紀前半までの燈謎の歴史をたどり、燈謎が文芸の一ジャンルとして形成され、意識的な創作主体となる人びとを産み出した過程を描いている。

第Ⅱ部は「燈謎の近代実践形態の形成」と題され、20世紀から現在に到る燈謎の実際的な活動を、台湾と大陸に分けて議論した。

第四章「二〇世紀台湾の謎社——文化政策の変化を手がかりに」は、つぎのように概括される。台湾においては、日本統治下でも日本語が強制されていなかった頃は、燈謎大会などのイベントが継続されていた。日本敗戦後には、外省人と本省人との「省籍矛盾」が交流を妨げたが、蔣介石の「文化復興運動」に双方が呼応する形で、問題は解決されていった。しかし、民間の燈謎団体が、政府の文化政策に応じて支援を求める形になったため、政策が「文化建設」に変わると、燈謎の位置づけも「中国化」と「本土化」（現地化）の間を揺れ動くこととなり、地方の民間団体に混乱をもたらした。その後、中華文化圏との交流によって「台湾燈謎」というブランドとして、現地化に可能性を見出そうとしている。

第五章「戦後大陸における燈謎の活動環境」においては、第二次世界大戦後から1990年代までの中国大陸に焦点を当てて、燈謎がどのように中国共産党の文化政策に包括・統制されていったか

を明らかにした。建国後の社会主義建設時代には、燈謎の非大衆性を改め、大衆向け文化活動という位置づけが設定されるようになった。文化大革命の時代には、守旧的なジャンルとして他の文化活動と同様に弾圧を免れなかったが、1980年代に改革开放政策が始まると、文革以前に培われた大衆性を基礎として、燈謎の概説書、参考書が大量に出版された。燈謎は、労働者の文化クラブなどで復活したのである。台湾との大きな違いは、政府機関によって下位の組織が担保されていることである。一方で商業の活発化とともに、競技化の傾向も強くなり、謎会是一种の大衆的イベントと化すという問題も残した。

終章においては、本論文全体の論述を振り返りながら、本論文のねらいが示された。すなわち、「エリートー民間」という枠組みのもとで燈謎の歴史の変遷を描くと共に、形・音・義という三要素から成り立つ漢字という表意文字ならではの特徴が燈謎の文学技巧を支え、同時に、燈謎自体が漢字に新たな生命力を賦与していくさまを明らかにすることこそ、本論文のねらいだったのである。

審査委員会では、本論文の着眼点の独創性と論証の説得性について高い評価の意見が提出された。とりわけ第三章以降の近代燈謎をめぐる社会史的アプローチによって明らかにされた燈謎と謎人の生態のいきいきとした描写は、本論文の筆者ならではの成果であるとの評価がなされた。

しかしその一方で、いくつかの問題点も指摘された。第一に、前近代の古典韻文が多数引用されているが、その解釈や典拠には誤解・誤読されたものが間々見られた。少なくとも第一章に関しては、将来本論文を出版等する場合には典拠・解釈の洗い直しが必要である。第二に、「古体」「今体」について、筆者の定義がやや曖昧なため、読者を混乱させるような表現がある。第三に筆者は、文人的で典雅な正統文化に肯定的な価値を与えているように見えるが、遊戯としての燈謎の分析枠組みとしてはやや偏っている。現代における大陸の燈謎活動が大衆化したことと、筆者の言う謎人の成立との関係はどうなるのであろう。中立的な立場から分析するやり方もあったのではないか。また、「終章」で若干触れられているが、燈謎は、表意文字としての漢字の生命力を反面から証明する可能性をたしかに有しており、本論文はその一端を示したが、さらにこの点をつきつめて分析することができれば、なおよいものになったであろうとも指摘された。

もっとも、最後の指摘は望蜀の嘆とも言うべきものであって、むしろ本論文が初めて燈謎に本格的な学術的検討を加えたという功績によって、将来の漢字エクリチュール研究に新たなアプローチの可能性が示されたことを佳とすべきであろう。

以上、指摘されたような問題点は残るものの、「燈謎」という中国文化周縁の文字文化が有する独自の価値を見出し、その歴史的社会的影響力を包括的に論じたことの貢献は、十分に博士論文に値するものであり、審査委員会として、博士（学術）の学位の授与を提案するものである。

佐藤淳平

「外省」から「地方」へ

—— 清末民初の財政構造から見た ——

課程博士（学術）博総合第1579号（平成30年2月27日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 川島 真（主査）、同教授 村田雄二郎、

同准教授 杉山清彦, 同准教授 吉澤誠一郎, 東京学芸大学教授 田中比呂志

提出論文は、中国の清朝末年から中華民国期の初期にかけての財政政策や予算配分を考察し、税目ごとに中央と地方に割り振る分税制度の導入などをめぐる、近代財政制度の受容とその土着化の様相を描き出した中国近代財政史の論文である。

本論文は、従来、中央—地方という枠組みで捉えられがちであった中国近代財政史について以下の二点で問題提起をおこなった。第一に、この時期の中国財政は、中央—地方の観点から捉えられるものではなく、中央の出先を示す「外省」という言葉に表れているように、むしろ内外が緊密に絡まる状態であったものが、次第に中央—地方関係へと転換していく、いわば「外省の近代的再編」がおきていた時期なのではないかということ。第二に、この再編の前後において、財政に関わる機関が複数あることや各省ごとに差異があることなど、単純な中央—地方という枠組みでは描き出せない複雑性があり、そこに財政問題がさまざまな歴史的事象を生み出す契機があるのではないか、ということである。

本論文はこの問題提起に対し、北京の中国第一歴史檔案館や台北の故宮博物院所蔵の一次史料を用い、また多くの財政統計関連の図表を作成するなどして、実証的な考察をおこなった。上に挙げた第一の問題については、中央政府、省政府とともに省を代表する存在としての省議会に着目し、清末民初期の中央権限を強化しようとする財政改革の過程や同時期の予算編成での、三者の複雑な関係を描き出し、省政府が地方の影響を受けつつも、時に中央の出先としての側面を持ち合わせていたことなどを指摘した。また、第二の問題については、多様であった財政権限を度支部に一元化させていこうとする清末財政改革が、同時に各省に対する中央の権限を強化するものでもあったことを示し、またそこでは各省間の負担の差異や税収の構成内容の相違点に基づいて、従来の研究が南方の省を事例としていたことを批判した上で、辛亥革命、民国初期の中央—地方対立などに対する各省の姿勢の相違が説明できることを示した。

本論文は、以下のような内容をもつ。

「序章 清末民初の財政に対する内在的理解に向けて」では、中央—地方理解への疑義と「外省の近代的再編」という分析枠組みについて説明がなされ、その上で先行研究の整理と批判、使用する史料、本論文の構成が説明されている。

「第1章 20世紀初頭清朝に於ける財政集権化」では、「中央」財政に於ける多様な財政主体の説明がなされる。1908年から実施された財政改革の過程で度支部が財政担当部局となったが、外務部などには、度支部を通さずに関税収入などを歳費として直接受け取る制度があることを指摘し、「中央」を一つのものとしてきた先行研究を批判的に検討する。

「第2章 宣統年間予算編成と各省の財政負担」では、新たな財政制度の下で各省に設けられた清理財政局と、それが作成した宣統三年(1911年)予算に向けての財政説明書に注目し、それをめぐる省社会の議論、そして各省のおかれた状況の多様性を描き出した。そして、東三省が優遇されたのに対して、安徽省や江西省などの諸省からの省外への持ち出しが多かったことなどから、辛亥革命時の清朝中央に対する各省の姿勢との関連性への視角を提示した。

「第3章 袁世凱政権期の予算編成と各省の財政負担」は、袁世凱期の予算における財政配分の傾向を、清末との比較に基づいて検討する。民国に入ると中央政府と各省の関係が中央—地方という縦

の関係として制度化され、また予算編成の面でも清末にあった東三省優遇などが是正される一方、中央政府は財源強化のために塩税を中央財源とし一部を地方に配分したが、塩税に頼って軍事費を支出していた雲南省や広西省からは強い反撥が生まれたことを描き出し、第二革命、第三革命に対する重要な視角を提示した。

「第4章 民国八年度予算案の編成と安福国会」では、袁世凱政権後に各省の軍事費が増大し、諸税を中央政府に送らずに各省に止め置いたため、中央政府の歳入が専ら関余や塩余（関税、塩税収入から担保返済分を差し引いたもの）に頼った状態になっていたこと、またそれへの対応について民国八年の予算案編成をとりあげた。そこでは財政圧縮などが目指されたが、安徽派主導の安福国会と言われただけに安徽派優遇の予算が組まれており、それが直隸派との対立につながった可能性が指摘されている。

「第5章 省財政に於ける国家予算と地方予算——浙江を事例として」では、中央政府から自立した省連合である聯省自治を模索していた浙江省をとりあげ、省議会の史料などを用いつつ、第2章から第4章で論じられた時期の財政改革に対する省レベルでの動向を考察し、中央財政を強化していく政策が、省財政における国家予算分の増加につながり、それを担当する省長の権限を強化して、省議会の財政への監査力を弱めていった事実と、省長のもっていた中央の代表としての性格などを描き出した。

「終章 20世紀初頭中国における西洋近代的財政史制度の受容とその土着化」では、各章の内容が整理され、また冒頭にあげた本論文の提出した問題と、実証的分析を経た上での結論が整理された上で、現代中国への展望を示した。

以上が提出論文の要旨であるが、提出論文は次の三つの長所を持っている。第一に、個別事例の研究が大半であった清末民初期の財政について、従来十分に使われていなかった一次史料を多く用い、財政統計などの図表を提示しつつ、その改革の状況とそこでの問題を体系的に描き出したことである。その結果、国税と地方税の分離などを旨とした近代財政改革が中国に新たな問題を生み出したことを指摘するとともに、従来の研究が中央—地方という図式に過度に依拠していた点や、省の自立性を重視しようとするあまり、南方諸省に注目しすぎていたことを批判的に検討することに成功した。

第二に、従来一元的に理解されてきた中央—地方関係についてそれぞれの多様性を描き出し、特にそれぞれの省の置かれていた財政状況の相違、また中央の各省への政策の異同について描き出した点である。各省の財政構造が異なっていたために中央の財政改革への対応が異なり、また中央の各省に求める負担も異なっていたために各省の中央への認識も異なっていた。本論文は、これらの各省の財政面での状況と、辛亥革命や袁世凱政権への反撥、安徽派をめぐる政治状況における各省の動向とを結びつけて理解する視角を提示した。

第三に、財政改革の過程における清末の総督・巡撫や民国初期の省長の果たした役割について、それが単に省を代表するものではなく、中央政府のその省における代表者でもあったことを指摘し、そうすることではじめて当該時期の財政をめぐる複雑な状況が理解できることを示した。

他方、もう少し精査が必要な点も見受けられる。まず、使用した史料の読解、あるいは用いた用語について、より詳しい説明があってもよかった。専門性が高い議論の場合、史料読解には丁寧な説明が求められるし、また史料用語をそのまま説明に用いるにしても、その語の語義を丁寧に説明

することが求められる。

また、各章の完成度は高いものの、本論文を通底する thesis についてはより強調してもよかった。本論文はオリジナリティが高いものの、中国近代財政史の学説史の体系的整理が必ずしも十分ではなく、先行研究に対する批判も抑制的であり、また豊富な史料から導かれる意義も十分に主張されてはいない。先行研究を包括的に整理し、それを包括的に批判することがより強調されてもよかった。

そして、近代的財政制度などといった分析概念などについても、より詳細な説明があってもよかったであろう。同時代史を重視することは理解できるが、説明に用いられる用語についても考察を加えることで、本論文の分析視角がより明確になろう。

しかし、仮に上記のいくつかの弱点があったとしても、提出論文が、従来の研究にない新たな視点を提示したことは疑いえない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。